

個 別 注 記 表

〔 自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月 31日 〕

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法	
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法	
その他有価証券	
・ 市場価格のない株式等以外のもの	金融商品に係る会計基準により時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）にて計上しております。
・ 市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法	
・ 商品及び原材料	先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
・ 貯蔵品	先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）	
・ 建物	法人税法の規定に基づく定率法又は定額法（1998年 4月 1日以降取得分）
・ 建物附属設備及び構築物	法人税法の規定に基づく定率法又は定額法（2016年 4月 1日以降取得分）
・ その他	法人税法の規定に基づく定率法。
	なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき 3年間で均等償却しております。
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）	
・ ソフトウェア	社内利用における利用可能期間（5年）に基づく定額法。
	なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき 3年間で均等償却しております。
(3) リース資産	
	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
	リース期間を耐用年数とした定額法によっています。なお、残存価額については、零としております。
3. 引当金の計上基準	
(1) 賞与引当金	従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
(2) 役員賞与引当金	役員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
(3) 退職給付引当金	従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び中小企業退職金共済制度からの給付見込額に基づき計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	
(1) 工事収入	
保守修理工事・技術サービス等に係る収益は、顧客との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。	
当該履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。	
(2) 製造品売上	
商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。	
当該履行義務は、顧客との契約に基づいて商品又は製品を引き渡しにより履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。	
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項	
(1) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。	
(2) グループ通算制度の適用	
グループ通算制度を適用しております。	